

懲戒処分以外の処分の実施状況

(令和7年5月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
7.5.15	文書訓告	公立小学校 校 長	令和7年4月、個人情報データ送信時の複数での送信確認や、教育情報セキュリティポリシーに定められたパスワード設定を怠ってメールを誤送信し、個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせたとして処分を受けた教頭に対する監督責任。(教頭は、7.5.15 減給10分の1 1ヶ月)
7.5.15	文書訓告	公立中学校 校 長	令和7年3月、泥酔した状態で宇和島市内の店舗に立ち寄り、代金を支払うことなく商品2個を店外に持ち出し、窃取したとして処分を受けた教頭に対する監督責任。(教頭は、7.5.15 停職 6ヶ月)
7.5.28	口頭訓告	事務局 一般職員	令和7年3月、自家用車で四国中央市の三叉路を右折しようと徐行していたところ、道路を横断していた歩行者に衝突した。

【問い合わせ先】

公立学校関係：義務教育課〔直通：089-912-2942（県庁内線：2942）〕

事務局関係：教育総務課〔直通：089-912-2921（県庁内線：2921）〕